

物品売払契約書（案）

1. 契約物品： 使用済み単回使用医療機器売払契約 1式
2. 契約代金： 甲が乙へ売払う契約物品の品名、規格、契約単価、予定数量については、別紙内訳書のとおりとする。
請求金額の計算方法は、契約単価に実績数を乗じて得た額とする。
消費税等額は、平成28年11月28日法律第85号及び86号の規定により令和元年10月1日から改正された消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
本契約締結後に生じた事由により、契約単価によっては甲又は乙に著しい損失が生じる状況となったときは、甲・乙交渉の上、契約単価を変更することができるものとする。
3. 契約保証金： 免除

上記契約件名について、売払人 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は次の条項により契約を締結する。

（引取場所及び期間）

第1条 乙は、本契約条件に基づき別紙内訳書の金額をもって、下記の受け渡し場所及び期限内に契約物品を買い取るものとする。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1. 物品引取の場所 | 国立循環器病研究センター |
| 2. 物品引取期間 | 自 令和7年9月1日
至 令和8年8月31日 |

（秘密保持）

第2条 乙は甲から開示を受け又は業務上知り得た甲の資料又は情報を本契約の目的以外の目的に利用せず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲の事前の書面によ

る承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

第3条 乙は、本契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報について、本契約の目的以外の目的に利用せず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 乙は、甲の事前の書面による承認を得ずに、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報を記録された媒体を送信若しくは持ち出してはならない。

3 乙は、甲から提供された個人情報が漏洩し、又は漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

4 乙は、本契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(引取後の損害の負担)

第5条 乙が契約物品を甲の指定する場所から引取り、甲による検査完了までに、契約物品が滅失又は毀損し、これにより生じた一切の損害については、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合のほか、乙が負担するものとする。

(引取及び検査)

第6条 乙は契約物品を引取ろうとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所から引取らなければならない。ただし、引取に要する費用は乙の負担とする。

2 前項の引取を終了したときは、引取の内容等、別途甲が指定する事項を任意様式の書面に記載して、すみやかに甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による書面の提出及び目的物の引取を受けたときは、直ちに確認検査(以下「確認検査」という。)を行わなければならない。

4 甲による確認検査の完了及び合格の時点をもって、売払業務は完了するものとし、甲は、その旨を乙に通知しなければならない。

- 5 乙が引取期限までに契約物品の引取を完了しないときは、甲が特に承認した場合を除き、甲の都合により甲が残存物品を処分又は契約物品の品質、構造、性能、形状を変じ消耗することがあっても乙は異議の申立ができない。
- 6 前項の場合においては、乙は残存物品相当額の返還、その他いかなる請求もできない。
- 7 乙は、甲による検査の結果、不合格となった場合は、甲の指定する期限内に業務をやり直し、再度甲の確認検査を受けなければならない。

(履行期限の延伸)

第 7 条 乙の責に帰すべき事由により、頭書に定める履行期限までに別紙仕様書に定めた売払業務を完了することができない場合において、期限後に履行完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅滞料は、履行期限の翌日から起算し、当該業務の履行が完了した日までの日数について、1 日につき遅延となった部分に相当する契約代金の額に対して、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、履行期限内に当該業務を完了することができないときは、乙はその事由を詳記して履行期限の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し履行期限を延長することができる。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第 8 条 甲は、第 6 条の規定により契約物品の売払を完了した場合は、甲所定の手続により契約代金を請求する。

- 2 乙は、甲が請求書を発行した日から 1 ヶ月以内（支払日が土、日曜又は祝日にあたる場合は休日でない最も近い前日）に契約代金の支払いをするものとする。送金手数料は乙の負担とする。
- 3 契約代金及び支払条件は、本契約頭書に定める通りとする。

(支払遅延利息)

第 9 条 乙は、契約代金につき、前条第 2 項の期限内に支払いをしないときは、支払期日の翌日から起算し、支払いを完了する日までの日数に応じ、民法第 404 条に定める利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(契約代金の変更)

第 10 条 甲又は乙は、本契約の履行期間中、賃金又は物価の変動により、契約代金の額が著しく不相当となったと認めたときは、相手方に対し書面をもって契約代金の変更を求めることができるものとし、この場合、相手方は、契約代金の変更の可否について誠実に

協議に応じるものとする。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約物品の全部又は一部を引取ることができず又はその見込みがないとき。
- 二 乙が本契約の各条項に違反し、催告後、相当期間内にかかる違反状態が解消されないとき。
- 三 乙が契約物品の全部又は一部の引取を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合の他、乙が本契約に違反したことにより、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 乙に対して、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、又は他の類似の法的手続の申立があるか、乙自らかかる申立を行ったとき。
- 六 乙が監督官庁より営業停止、又は、営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- 七 乙が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能状態にいたったとき。
- 八 乙が、事業の廃止、重大な変更又は解散決議をしたとき。
- 九 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当

することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力（暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

（反社会的勢力の排除）

第12条 乙は、本契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明する。

2 本契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、本契約を解除することができる。

3 第1項又は第2項の規定に基づき甲が本契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償することを要しないものとする。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲が本契約の各条項に違反し、催告後、相当期間内にかかる違反状態が解消されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（解除による違約金）

第14条 乙は、第15条及び第16条により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約物品の契約代金の額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2 乙は前項の期限内に違約金の支払をしないときは、期限の翌日から起算し、支払をするまでの日数に応じ未払の違約金の額に対し民法第404条に定める民事法定利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

（損害賠償）

第 15 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、第 14 条に定める違約金に加えて、乙に対して損害賠償を請求することができる。

2 乙は、甲の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、甲に対して損害賠償を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

三 その他、乙が本契約に関連して法令に違反したとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約代金の額（本契約締結後、契約代金の額の変更があった場合には、変更後の契約代金の額）の 100 分の 20 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法

第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 乙が本条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に定める民事法定利率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不可抗力)

第18条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等の自然災害、火災、騒乱、暴動、戦争、テロその他不可抗力による本契約の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わない。

(契約言語)

第19条 本契約は日本語で作成される。本契約を日本語以外に翻訳したものは、英語版、その他の言語版も含めて参考資料にとどまるものとし、本契約の解釈に疑義が生じた場合には、全て本契約に記載の日本語によってのみ解釈される。

(準拠法)

第20条 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第21条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(紛争の解決方法)

第22条 本契約について紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(補則)

第23条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(存続条項)

第24条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第2条、第3条、第9条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条及び本条はな

お有効に存続するものとする。

以上の契約締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府吹田市岸部新町 6 番 1 号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長 大津 欣也

乙